

水戸藩宝永の新法の推進勢力

吉田俊純

Who carried out the Hoei Reform in Mito han

Toshizumi YOSHIDA

Abstract

In the Genroku era, Mito han fell into a financial crisis because of its extravagant life style. Moreover the heir married the shogunal adopted daughter and Mito han had to build a new mansion in Edo because of a fire. Thus, it needed a reform to rebuild the finances in the next Hoei era.

In 1701, after the death of Mitsukuni, Mito han called in Yasuda Munesada and Simizu Kiyonobu, and began to carry out the reform. Yasuda issued paper monetes in 1703. But in 1705, the bakuhu prohibited this throughout Japan, since the bakuhu made new low level gold and silver coins. Thus Mito han also gave up issuing paper monetes. On the other hand, Shimizu carried out steadily the reform of agricultural policies.

In 1706, Mito han called in Matsunami Kanjuro as reformer, and let the reform to him. The Hoei reform became very active. He increased considerably the taxes from farmers and peasants, and used them to build a great canal that they could not hope to complete. As a result, a great peasant uprising occurred. Therefor Mito han ended the reform. And Mito han blamed the problem on Matsunami. Thus Mito han punished only a few subjects.

Also today, historians say that the Hoei reform was carried out only by Matsunami, nobody worked positively on it in Mito han. But this is a great gession. If nobody assisted him, he could not have carried out the reform actively.

In this study, I prove that Hoei reform was carried out by Mito duke Tsunaeda and his close subjects, by analyzing Suitakeisan, that is the records of the genealogies of all subjects of Mito han.

キーワード 水戸藩 宝永の新法 一揆 徳川綱條 近田

一 問題の所在

元禄年間、水戸藩の財政は完全に破綻していた。元禄一一年（一六九八）以来、藩士からの借上は度重なり、同一三年には初めて領民に二万六千両余の御用金を課した。幕府からの拝借金も多額に上り、宝永六年（一七〇九）には八万両の拝借金の年賦上納を命じられ、藩主綱條は威の道具類を出してまで借金の才覚をした。領内農村が光圀治政末期の荒廃から復興に向かいつつあったこの時期に財政破綻を来した理由は、ただでさえ御三家としての体面を保つためには財政的に苦しかったところに、元禄期は一段と華美な出費の多い風潮になったことと、特にこの時期水戸藩は、將軍の御成、嗣子吉孚と將軍養女との結婚、江戸邸の焼失が相続いたためである。¹⁾

水戸藩は財政再建に取り組まなければならなかった。そこで展開されたのが、宝永の新法といわれる改革である。元禄一四年（一七〇一）春に安田宗貞と清水清信を招いたことに始まるとされるが、具体的には元禄一六年の暮に藩札の発行を決定した時に始まる。安田は割物奉行になり、藩札の発行を担当した。藩札は翌宝永元年（一七〇四）四月に発行されたが、同四年一〇月に幕府が藩札禁止令を出したので停止となった。一方改革は、農村政策にも及んだ。清水は宝永二年閏四月に、「鄉村等普請」の功で褒賞されている。一〇月三日には一〇人扶持を給せられ、「水戸御用」を命じられた。問題点があれば、「御用人中へ申出可し受指図書」と指示された。²⁾ そして同三年九月一七日には、客分として松波勘十郎が三〇〇人扶持で招かれ、改革は本格化する。

改革は松波の主導の下に展開された。宝永三年（一七〇六）八

月には、老中島村言行、用人津川公治、用人師岡綱治、割物奉行三宅繁正と諸奉行中に、「松波勘十郎御用」を命じた。その後も家臣に対して松波に協力するように指令が出された。藩主綱條は松波を「福老爺」と呼ぶ程、信頼していたのである。しかし、彼の政治は領民には過酷なものであった。大幅な年貢増徴と、延べ一四〇万人も動員したという運河の建設工事であり、しかもその人足賃をほとんど支払わなかった。かくして宝永六年正月、四千ともいわれる領民が江戸屋敷に強訴する一揆となり、松波は罷免された。水戸藩は責任を松波一人に負わせ、半年かけて新法の主なものを以前に戻した。藩士の処罰者も、老中島村と用人津川が蟄居、用人美濃部久林が上寄合、そして清水を改易したのをはじめ、彼らの家族の連座者を含めて全部で二一人と少なかった。

松波はこれ以前にもいくつかの藩で同様の改革をし、百姓一揆を引き起こした人物である。³⁾ このようないかがわしい人物に水戸藩のような大藩が藩政を一任したことは、非常に不可解なことである。そしてそれ以上に不可解なことは、これまでの研究では、新法の導入に藩士の側に何らの主体性を認めていないことである。

伊藤多三郎は、「この改革期の首脳部人事に、改革派と改革反対派というような事実は検出できない。現状に不満な平土層の有志が松波を支持して改革派を作り、重臣門閥層などの保守派と対立したというほどの新情勢も認められない」と述べ、彼らは立場上松波に協力したに過ぎず、それだからこそ処罰者は少なかったのだと論じている。⁴⁾ 広瀬隆久は、「松波らは藩主綱條の厚い信任のもとで登用され、すぐに実務を委ねられた」と述べ、「特別に改革派といふべきものが生まれなかった」と論じている。⁵⁾ 江川文展は、財政窮乏にあった当時のどの藩においても、「経済更生の

妙手に秀でている人材があれば、どのような経歴の者であろうと、「一藩の勘定方はじめ諸政の実権を与えて、はばからなかつた」と論じている。また林基は、松波を水戸藩に送り込んだのは、「幕府が商業・高利貸資本のどちらかであろう」と推測している。しかし、藩士の側に迎え入れる一定の基盤がなかったとしたならば、たとえ藩主個人の信頼もしくは幕府等の後援があつたとしても、強力な改革政治は実施できないのではないだろうか。たしかに水戸藩は責任を松波一人に負わせ、少数の藩士しか処罰しなかつた。これは大い一揆の発生に、事実を糊塗し体裁を繕つた処置なのではないだろうか。

ところで、今日までの研究では、当時の藩権力の分析は、宝永の新法と一揆を伝える史料⁽¹²⁾に依拠する以上にはなされていない。そして、もう一つ重要な視pointsの欠如は、元禄改革である。

元禄期は光圀の治政末期の荒廃を克服して、農村が復興する時期であつた。勿論自然的に復興したのではなく、水戸藩は元禄改革を実施していた。その要点を略述すると、水戸藩は取箇を下げて田畑の年貢を軽くした。不足分は雑年貢を強化することで補つた。商品経済の発展を取り込むように改めたのである。また、正確な検見を実施して、付荒引高を認めるようになった。自然災害には多量の永引地を設定して、数年ならずして復興させている。積極的な農政に転換したのである。そして、新田開発よりも既存の田畑の充実に力を入れた。また御救も、負担が後年送りになる拝借金よりも、種籾の貸与といった農民により有効な方法が採られた。⁽¹³⁾この元禄改革の認識が、これまでの研究には欠如していたのである。なぜ欠如していたのかといへば、近世以来の光圀の仁政とそれを破壊した宝永の新法とその後の実質的な継承という、水戸藩政史の図式に禍いされて来たからであるというほかない。

新法が否定された宝永六年（一七〇九）の年貢割付を、後年の水戸藩では「丑の本取」と呼んで規範とした。⁽¹⁴⁾なぜこの年の年貢割付が後年の規範となつたのであるか。それは恐らく、新法によって自分たちの方法を否定された元禄改革の推進者達が政権を取り戻した時、その方法の正しさを改めて確認し、以後この方法で農村支配をしようと、かたく決意したからではないだろうか。

ところで、宝永の新法の推進勢力は本当に藩内にいなかったのであろうか。いたとすれば、どのような存在なのであろうか。それは元禄改革の推進勢力と、いかなる関係にあるのであろうか。以下本稿では、水戸藩士の家譜の集大成である「水府系纂」⁽¹⁵⁾を厳密に分析することによって、その展望をえようと思つた。

二 諸役所の改廃

最初に中堅の実務官僚層の向背を知るために、諸役所の改廃をみよう。普通、宝永の新法を論じる時には、地方関係の諸役所の改廃のみが取り上げられる傾向にあるが、より多くの役所が統廃合された。農民側の記録にも、「勘十郎下知二まかせ候二付、御家中之御作法悉く破れ、諸勘定なし二諸役所を潰し、諸手代を召放し」⁽¹⁶⁾と記されている。

宝永元年（一七〇四）三月一日に紙金奉行が新設され、浅香忠堅が任命された。この事業は同四年一〇月の幕命で中止になつたので、この役所は同五年三月一七日に廃止になつた。松波着任以前に注目されることは、宝永元年六月八日以来海老沢津役奉行が、同二年五月九日以来小川運送奉行が任命されていないことである。運河開鑿計画は、松波着任以前から検討されていたのかも知れない。

松波が着任してから最初の役所の改廃は、宝永三年（一七〇六）一月二五日の四人の割物奉行のうち二人、中村直延と関口信政を大吟味役にしたことである。残りの二人、原昌道と三宅繁正も翌四年一月二五日に大吟味役になり、割物奉行はいなくなつた。割物奉行とは、「凡金穀の出入多寡損益の吟味」をする役で、会計一般を扱う勘定奉行以上の重職であると、後に藤田幽谷は説いている。⁽¹⁷⁾ 大吟味役はこの時、割物奉行の権限を強化して成立したのである（大吟味役は文化九年（一八一二）迄存続した）。なお「弁姦録」によれば、同年二月三日に請方役を新設して今井金衛門（将俊）を任命し、吟味役を立合役と改称して、「吟味ト云役ヲヤメ、金衛門一人ニテ万事取扱ヒ」と記しているが、大吟味役もその下の吟味役も、「水府系纂」では変更は認められない。ただし、この日に今井が請方役になつたことは「水府系纂」でも確認できるから、一人でできる限定された職務だったのである。ちなみにこの時期の吟味役は一六人もいる。

宝永四年（一七〇七）六月一六日には、農政一般を郡奉行が、蔵入地の年貢収納を代官が分担した地方役所の改正が行われた。新たに大代官が新設され、中西貞重と塙勝邦とが任命された。同時に郡奉行が五人から三人に減らされた。五人の郡奉行のうち松本忠茂は留任したが、朝比奈泰長と川又常貞と奥山勝政は寄合組に左遷された。鶴見幸玄は割物奉行になり、代つて割物奉行から渡辺武が就任した。そして、もう一人の新任者は松波の片腕といわれた清水清信である。⁽¹⁸⁾ また、代官も七人から三人に減らされた。七人のうち二人は大代官に昇進したが、土屋弘和と富永治定は寄合組に左遷された。残りの湯浅政長と斎藤一盛と清水正重は留任した。郡奉行が減員されるなかでの新任、特に清水の新任や代官の昇進と左遷の好対照をみる時、松波の意に添う者が選ばれた可

能性が強いと思われる。またこの人員整理にともない、「弁姦録」によると、配下の役人も全体で二三人から七一人に減員された。

一〇月六日には山の支配を郡奉行から切り離し、郷士を山奉行に任命した。一月二五日には所務役を新たに置き、割物奉行の中村直延に兼任させた。職掌は明らかでないが、職名からいって地方支配に関するものであつたといえる。なお専任の所務役には、翌年七月三日に元勘定奉行の篠本継周と小川正秀が任命された。⁽¹⁹⁾ 彼らの任務は「弁姦録」によると、この時に地方知行地の年貢米を代官が収納することになり（事実上の地方知行制の中断）、その米を蔵から請取とある。また、二月一六日には代官副役に大谷時当を任命している。

五年（一七〇八）正月には、郷士を頭とする農民百人を選んで改革世話役とした。三月二四日には代官を廃止し、三人の代官は寄合組に左遷された（大代官と代官副役は存続）。四月一日には世話役を止め、翌日郷士と上層農民を新たに郷代官・相談相手に任命した。「弁姦録」によると、この時に任命された郷代官は二五人、同格二人、相談相手六五人の合計九二人である。世話役よりも人数が減っているから、意に添う者のみを選んで再編したのである。そして、代官の廃止にともない、彼らの権限を強化して年貢増徴に当たらせたと考えられる。二月九日には郡代を新設して、用人の関口信政が任命された。「弁姦録」によれば、清水清信も任命された。副役には、中西貞篤、宮部実英、佐久間佐邦が任命された。これにともない郡奉行は廃止になり、松本忠茂は町奉行に転任し、渡辺武は寄合組に左遷された。用人出身の郡代の権限は、これまでにない強いものであつたに違いない。

地方役所は郡代・大代官の下に大幅に簡素化された。実際の年

貢徴収は、郷土・村役人層の郷代官・相談相手に委ねられたのである。

宝永五年（一七〇八）になると、勘定方の役所の整理も進んだ。五月一二日には扶持方奉行を新設して、相羽忠道を任命した。「弁姦録」によると、同じ日に江戸蔵奉行が廃止になり、奉行の平本岡衛門（政啓）が奥方番になったと記されているから（平本の転任は「水府系纂」でも確認される。そして、蔵奉行は大關鍵一人になった）、この役所の任務を一部引き継いだものである。二二日には鶴見幸玄は留任したが残りの三人の勘定奉行、篠本継周、加治良一、小川正秀が寄合組に左遷され、代って石山正盛と塙勝邦が任命された。同時に、勘定役の小野崎正直と佐藤浄清と山内之重とは小普請組になった。ただし残り二人の勘定役、中島包道と三村拳一は留任した。ところで、勘定奉行と勘定役のこの左遷の記事に「水府系纂」は、「此役ヲ止ラル、」、「暫ク此役ヲ止ラル、」と記しているから、蔵奉行のように江戸か水戸かどちらかの勘定奉行を廃止したのである。

七月三日には家臣に金銭を給与する役所である金奉行のうち、水戸役所が廃止になった。奉行のうち大井重武と松下長時は寄合組に左遷された。残りの中村直延と高田令慶と三村貞勝は留任している。江戸金奉行は存続したのである。なおこの件と先にみた専任の所務役の任命は同じ日であり、金と米との仕事内容からみても関係のある措置と思われる。八月一八日には家臣から諸役金の徴集に当たる役金奉行が廃止になり、奉行の蔭山広次と林弥実が寄合組に左遷された。

勘定方の諸役所においては、割物奉行を大吟味役に再編強化する一方、ほかの役所は改廃して整理したといえる。これ以外の役所では、「水府系纂」には廃止になった旨明記されていないが、

普請方の普請奉行と材木奉行の任免が宝永五年六月二〇日以来、普請奉行は六年三月七日迄、材木奉行は六年二月八日迄確認できない。一方五年七月一二日には作事奉行を新設して渡辺魏を任命しているから、両役所も中断したとみなせる。運河開鑿のための権力の集中強化であろう。また、同じ六月二〇日には枝川運送役が廃止された。「弁姦録」によると、この日に枝川運上役が新設されているから、運河開通に関わる改廃であったといえる。ただし、運河は開通しなかった。

この時期に改廃された役所としては、なお次のものがある。宝永元年（一七〇四）に鷹師が廃止された。これは儉約のためであろう。三年二月晦日には人改奉行が設置され、五年二月二七日に廃止された。この役所は「弁姦録」によれば、武家奉公人払底のために置かれたのである。五年四月一日には御腰物役が新設されたが、これは以前からあった御腰物奉行の改称と思われる。そして、一一月三日には肴奉行が廃止された。²²⁾

宝永の新法の期間における、水戸藩の役所の改廃は以上のとおりである。ほとんどの役所が改廃の対象になって整理・縮小され、権限が一部に集中するように変えられたといえる。無傷であったのは、町奉行と目付くらいである。この両役所、特に目付を改変できなかったことは、一揆が起きた時に松波にとって非常に不利に作用したことは十分予想される。それはさて置き、これ程の大規模な役所の機構改革を役人達は欲したであろうか。まして整理縮小しているのであるから、必然的に彼らの多くは地位を失つのである。その上、彼らは失政をしていたのではなく、元禄改革を実施して着実に成果を上げていたのである。当然そこで見えることは、このような行政改革は、役人達の意志から生まれたものではないし、支持もされなかったことである。すなわち、宝永の新法

は実務官僚層によって支持され、推進されたとはおよそいえないと、明白に断言できる。むしろ支配のためにもっとも重要な役所である郡奉行と代官が廃止になったり、勘定奉行も半分廃止になったことは、彼らが新法に反対であり、抵抗していたことを暗示するものといえる。

三 重臣の任免

中堅の実務官僚層が新法の支持基盤でないとすれば、その上にいる重臣達はどうであろうか。それを確認するために、本節では重臣の一人ひとりの履歴を厳密に検討する。その時に一つの分類をする。すなわち、綱條の傳とその子、世子時代の綱條に奉仕・速事として附属させられた者、それに高松出身の者と綱條が新たに召抱えて重職に登用した者、そして綱條が藩主になってから秘書官長ともいえる小姓頭を勤めた者と親衛隊長ともいえる近習番頭を勤めた者を、近臣ととらえる。彼ら近臣は外の家臣と違い、綱條個人と強い結びつきがあったからである。

1 家老

水戸藩の家老は、藩政府を指導・監督するけれども、日常的には政務に関与しない。普段は幕府向きの対外的な仕事を中心であった。それでも藩主を補佐する藩政の中心であることには変わりなかった。表1は、新法の期間の家老の一覧である。

中山信成は付家老初代中山信吉の三男信治の三男で、延宝三年（一六七五）三月に別家取立になり、切符を給せられて小姓頭になった。天和元年（一六八一）正月に千石を賜り、大番頭兼老中になった。天和二年一二月、中山家四代の兄信行が死亡したために翌三年五月に家督し、一万五千石の付家老中山家の当主になっ

表1 家老

人名	就職時高石	前職	在職期間 年月日	後職	在職中加増 年月日	禄高計石
山野辺義清			寛文 9. 9.14 ~ 宝永元. 8.25	死	寛文 9. 9.14	10000
中山 信成	1000	大番頭老中	天和 3. 5.19 ~ 元禄16.10.17	死	天和 3. 5.19	15000
鈴木 重賢	4500	大寄合頭	元禄 4.12.26 ~ 正徳元. 8.17	死	宝永 4.12.15	5000
中山 信敏	500	老中	元禄 10.11.27 ~ 正徳元. 3. 8	死	元禄 10.11.27 同 16.10.17 宝永 5. 5.25	3000 15000 20000
山野辺義達			宝永元. 8.25 ~ 延享 4. 9.13	致仕	宝永元. 8.25	10000
赤林 重行	800	老中	宝永 4. 9.25 ~ 宝永 4.11. 2	死		
宇都宮宏綱	700	大寄合頭	宝永 4. 9.25 ~ 正徳元. 5.13	死	宝永 4. 9.25	1000
小山 秀堅	1000	城代	宝永 6.12.18 ~ 正徳 5. 6.28	致仕		

准家老は取り上げなかった。就職時高とは、その時点までの禄高（以下の表も同じ）、
「水府系纂」より作製（以下同じ）。

た。二九歳であった。しかし、彼も子になかったので、元禄二年（一六八九）二月に五百石の小姓頭として別家取立になり、同年九月に老中に昇進していた弟の信敏を、同一〇年一月に養子とした。この時、信敏は別に三千石を賜って家老に就任した。一九歳であった。同一六年一〇月に信成が死亡すると、直に信敏は家督した。この後、彼は正徳元年（一七一）三月に死亡するまで家老であった。なお彼は宝永五年（一七〇八）五月に五千石の加増を得ている。松波による付家老中山家への懐柔策というべきであろうか。

山野辺義清は、寛文九年（一六六九）九月に当主は必ず家老になる一万石の山野辺家を家督したが、実は彼は山野辺家の支族で肥後細川家の家臣榑岡忠直の子であった。一四歳の家督以来彼は家老であったが、宝永元年（一七〇四）八月に死亡した。その跡は子の義達^{（義達）}が直に家督して、一万石の家老に就任した。二四歳であった。この後、彼は延享四年（一七四七）九月に致仕し、宝暦元年（一七五一）九月に死亡した。

鈴木重賢は、当主は必ず家老にまで出世する四千五百石の鈴木家を、延宝八年（一六八〇）八月に父重政の致仕にともない家督した。彼は書院番頭から元禄二年（一六八九）正月に大寄合頭に進み、同四年二月に家老に就任した。二四歳であった。その後、彼は正徳元年（一七一）八月に死亡するまで家老であった。彼も宝永四年（一七〇七）二月に五百石の加増を得ている。

中山・山野辺・鈴木は水戸藩の最重臣で必ず家老になる家である。その上、元禄六年（一六九三）から宝永四年（一七〇七）までの間の家老は、この三家の者のみで占められていた。彼らには有能でありえたであろうか。私にはそうは思えない。彼らは一四歳から二九歳で家老に就任した。家老の職が形骸化していたからで

あろう。その上、彼らはいわゆる三代目に当たる世代であった。宝永四年（一七〇七）九月二五日、一四年振りに三家以外から家老が登用された。しかも三人の家老は健在なのに、前例にない二人同時昇進であった。

赤林重行の父重政は五百石、奉行そして綱條の傳を勤めた。重行は近臣である。彼は寛文十二年（一六七二）六月に切符を賜って小姓になった。御腰物番の時の貞享四年（一六八七）二月に父の隠居にともない家督して三百石を賜った。その後、歩行頭、先手足輕頭を歴任して、元禄八年（一六九五）二月に用人、同一一年五月に奉行、同一四年三月に老中になり二百石を加増された。同一五年にも三百石加増されて八百石になった。宝永四年（一七〇七）九月に、五三歳で家老に就任する。しかし、彼は二月もたない一二月二日に死亡してしまった。父が綱條の傳であった重行は、綱條に近い人物であったといえる。そのためか、彼は大老を飛び越えて家老になった。かつて中山家以外にこの例はない。その上、家老には千石クラスの名門の家の者になるのが普通である。彼の家は、父が奉行・傳であったからといっても格落ちの感^{（感）}を逃れない。彼の家老就任は、松波の運河計画に反対したために、^{（注）}ていよく要職からはずされたとの説もある。

宇都宮宏綱は、関東の名族宇都宮氏の子孫で、父隆綱も千石の家老であった。宏綱は貞享四年（一六八七）正月に切符を賜って小姓頭列となった。元禄三年（一七九〇）一〇月に父の隠居にともない家督して七百石を賜った。その後、書院番頭、大番頭、大寄合頭を歴任して、宝永四年（一七〇七）に四四歳で家老に就任し、千石を賜った。彼の場合、格式・経歴ともに問題はない。彼は正徳元年（一七一）五月に死亡するまで在任した。

新法の破綻後の宝永六年（一七〇九）二月に家老になった小

山秀堅も、関東の名族小山氏の子孫である。彼は寛文五年（一六六五）八月に光圀に召抱えられ、二百石を賜り大番組になった。同八年九月に三百石となり、取次役になった。その後、供番頭、書院番頭、寄合頭を歴任して禄高も増し、元禄一六年（一七〇三）正月に千石の城代になった。宝永六年（一七〇九）二月に六八歳で家老に就任する。彼は正徳五年（一七一五）六月に致仕し、享保三年（一六八八）四月に死亡した。宇都宮・小山、そして後にいう結城の三氏は中世の名族であった。このような家臣を持つことは水戸藩の誇りであった。従って藩は彼らを優遇した。この意味で彼の人事は温かなものであった。

以上が家老である。家老の人事をみていえることは、赤林以外は格式にあった名門の出身であるということである。そして年齢的には、最重臣の三家の家老就任は若過ぎたし、小山は老人であった。そうしたなかで、改革時の宝永四年（一七〇七）に壮年の赤林と宇都宮が家老に就任したことは、何の意味があるのだろうか。

2 大 老

大老は事実上の藩政府の責任者である。普通は一人任命される。表2は新法の期間の大老の一覧である。

伊藤友親は、三千石の大老友玄の庶子であった。友親は光圀に召出されて、寛文二年（一六六二）三月に切符を賜って小姓になった。その後、大小姓、小姓頭を歴任し、同四年二月に二百石を賜った。同七年三月に用人となり、同八年一月に三百石になった。延宝五年（一六七七）二月に奉行、天和三年（一六八三）五月に老中となり、元禄六年（一六九三）六月に五六歳で大老に就任し、禄高も八百石になった。元禄一四年三月に致仕し、正徳四年（一七一四）に死亡した。

表2 大 老

人 名	就職時高石	前 職	在職期間 年月日	後職	在職中加増 年月日	高計石
伊藤 友親	500	老中大番頭	元禄 6. 6.16 ~ 元禄 14.3.18	致仕	元禄 6. 6.16	800
肥田 政大	500	老中大番頭	元禄 6. 6.17 ~ 正徳元.12. 7	致仕	元禄 6. 6.17 同 15.正.11 宝永 3.正.11	800 1100 1500
寛 政武	1000	老中寄合頭	元禄 14. 3.18 ~ 宝永 6.11.27	致仕	宝永 3.正.11	1300

肥田政大の祖父は、一万石の高松藩城代であった政勝である。父政直は五百石で水戸藩に仕えたが、彼の家は寛文二年（一六六二）に家督した兄政利が、子なくして死亡したために同年無嗣断絶になった。庶子であった政大は、翌三年二月に光圀に召出され、切符を賜って小姓になった。同四年二月に二百石を賜り、祖父の関係からか、綱條の兄の綱方に逮事した。綱方は寛文一〇年正月に死亡した。政大は同九年六月に御腰物番になり、その後、歩行頭、小十人頭、小姓頭を歴任して、天和三年（一六八三）三月に三百石になった。貞享三年（一六八六）二月に奉行、元禄元年（一六八八）七月に老中になり、同六年六月に四六歳で伊藤とともに大老に就任し、禄高も八百石になった。注目すべきことは、大老になってから伊藤には加増がなかったのに、伊藤離任後ではあるが政大は元禄一五年正月と宝永三年（一七〇六）正月に加増

されていることである。このことは、彼が有能な政治家であり、藩政の中心であったことを示している。正徳元年（一六一一）四月に病によって辞職を願った時、御用是アル節八老中ヲ遣ルヘシ宅ニ於テ御用相達テ、養生ヲナスヘキ由、辱命アリテ不レ免」と、「水府系纂」は特筆している。この年二月に彼は致仕して、翌年八月に死亡した。彼は新法といかに関わったのであろうか。

寛政武は、老中政康の孫で、父計正は千石であった。政武は承応年間に切符を賜って小姓になった。その後、御腰物番に移り、寛文二年（一六六二）九月に父の死亡にともない家督して千石を賜った。その後、取次役、寄合指引、小姓頭、進物番頭、書院番頭、大番頭を歴任して、元禄元年（一六八八）二月に綱條の傳を兼ねる。彼は近臣である。同八年二月に老中になり、同一四年三月に伊藤に代つて六五歳で大老に就任する。代つて老中になったのが赤林である。宝永三年（一七〇六）正月に加増されて千三百石になった。傳に対する綱條の恩遇であろうか。同六年一月に致仕し、享保七年（一七二二）四月に死亡した。

大老の人事をみて特徴的なことは、伊藤と肥田の光圀以来の兩執政のうち伊藤が致仕して、代つて綱條の傳であった寛が就任したことである。寛の老中の後任には、綱條の傳であった父を持つ赤林が就任した。光圀は元禄三年（一六九〇）一〇月一四日に隠居し、同一三年二月六日に死亡した。ここに明確にいえることは、光圀の死亡直後、大老にまで綱條の近臣が進出して来たことである。しかし、肥田の存在に示されるように、光圀以来の人の力はまだまだ強かったといわねばならない。

3 老 中
老中も大老と同様に執政また年寄と呼ばれる。寛政年間に両者は統合された。老中は二人から五人程度任命される。表3は新法

表3 老 中

人 名	就職時高石	前 職	在職期間 年月日	後職	在職中加増 年月日	高計石
寛 政武	1000	大番頭傳	元禄 8. 2.21 ~ 元禄 14. 3.18	大老		
武藤 貞広	800	書院番頭	元禄 12. 3.11 ~ 宝永元. 5.21	致仕		
赤林 重行	300	奉 行	元禄 14. 3.22 ~ 宝永 4. 9.25	家老	元禄 14. 3.22 500 元禄 15.12.18 800	
富永 元長	300	奉 行	宝永元. 5.21 ~ 享保元. 7. 1	大老	宝永元. 5.21 500 同 2.正.11 800 同 5.正.11 1000	
島村 言行	500	近習番頭	宝永 2.12.25 ~ 宝永 6. 8.27	蟄居	宝永 2.12.25 800 同 3. 6. 1 1000	
伊藤 友嵩	1000	大 番 頭	宝永 4. 9.25 ~ 宝永 7.閏8.22	城代		
佐藤 成信	600	傳	宝永 5. 5.15 ~ 享保元. 2.19	死	宝永 5. 5.15 800 正徳 2.正.11 1000	

の期間の老中の一覧である。すでに算と赤林については述べた。

武藤貞広は、八百石の大老隆貞の子である。貞広は寛文二年（一六六二）に切符を賜って小姓になった。同四年二月に綱方に逮事した。その後、大小姓、取次役、歩行頭、小姓頭を歴任して天和元年（一六八一）正月に父の隠居にともない家督して八百石を賜った。貞享元年（一六八四）一月に用人になる。しかし、奉行になることなく、元禄四年（一六九一）正月に転出して進物番頭、次いで書院番頭になった。同二年三月に五四歳で老中に就任する。宝永元年（一七〇四）五月に致仕し、同五年五月に死亡した。彼は家格の上からは老中になるにふさわしい人物であった。それにもかかわらず、綱條が藩主になると、用人から番方に出されたことは、綱條の近臣達と一線を画す人物であったことを示している。彼の老中時代の同職は、はじめ算、次に赤林であったが、彼の致仕後は近臣のみになる。

富永元長は、三百石の重元の子である。元長は延宝六年（一六七八）六月に切符を賜って小姓になった。同七年九月に父の隠居にともない家督して二百石を賜った。同八年七月に綱條に逮事した。彼は近臣である。貞享元年（一六八四）二月に小納戸役になり、同年一月に父の死亡によって隠居料百石を加えて三百石になった。その後、大小姓を経て、元禄六年（一六九三）六月に用人、同一年三月に奉行となり、宝永元年（一七〇四）五月に四二歳で老中に就任し、禄高も五百石になった。彼は老中在職中の同二年正月と同五年正月に加増を受けて千石になった。その後、享保元年（一七一六）七月に大老となり、同四年五月に死亡した。

島村言行は、三百石の言茂の子である。言行は貞享二年（一六八五）一月に切符を賜って進物番になった。その後、元禄五年

（一六九二）三月に小納戸役、同六年一月に大小姓になった。

言行は綱條に小姓として仕えて大変気に入られた。元禄一四年一〇月に水戸藩は近習番を新設したが、彼はその頭になった。親衛隊長である。この時、彼は綱條手ずから脇指を拝領している。彼は近臣である。同一年正月に二百石を賜った。同一年八月に父の隠居にともない家督して五百石となった。宝永二年（一七〇五）一月に四一歳で老中に就任し、禄高も八百石になった。同三年六月にも加増されて千石になる。同五年五月一日と二七日には、彼の家に綱條が来た。しかし、彼は同六年八月二七日に「故アリテ」塾居に処された。その後、彼は宝暦六年（一七五六）閏一月に小普請組になり、同一年二月に死亡した。言行は綱條の最も信頼を得た人物といえる。そして、彼は老中として「松波勘十郎御用」を命じられた人物であり、松波は「何事も御老中島村主計ト示シ合セ」と伝えられる。彼が処罰されたのは、勿論新法の責任を問われたからである。ただし、処罰の決定が遅い。「弁姦録」によると、五月一日に閉塞になっている。そして、八月二七日に正式な言渡になったのである。

伊藤友嵩は、一千石の大老友次の子である。友嵩は貞享二年（一六八五）正月に一〇人扶持を賜り、大小姓になった。綱條の襲封とともに元禄三年（一六九〇）一〇月に父の本禄のうち千石を賜り、小姓頭になった。彼は近臣である。同七年二月に書院番頭に移り、大番頭を経て、宝永四年（一七〇七）九月に四三歳で老中に就任する。しかし、彼の任期は短く、同七年閏八月に城代に転じた。享保五年（一七二〇）一月に城代を止め、同六年正月に死亡した。

佐藤成信は、八百石の吉成の子である。成信は寛文二年（一六七二）に切符を賜って小姓になった。延宝二年（一六七四）六

月に綱條に逮事した。彼は近臣である。同三年九月に御腰物番、同七年七月に父の死亡にともない家督して六百石を賜り、歩行頭になる。その後、小十人頭、小姓頭を歴任して、元禄六年（一七〇三）に世子の傳となった。宝永五年（一七〇八）五月に五四歳で老中に就任し、禄高も八百石になった。正徳二年（一七一一）にも加増を受けて千石になる。享保元年（一七一六）二月に死亡した。

老中の人事をみて明らかになったことは、元禄八年（一六九五）二月以来、二人のうち一人は綱條の近臣であり、宝永元年（一七〇四）五月以降は二人ないし四人の老中がみな近臣だということである。それも島村と佐藤の登用は増員したものである。四人という数は元々の数で問題はないとしても、この時期は元禄八年以来ほとんど二人であったから、多少物議をかもしたかも知れない。それ以上に、本来老中は五百石以上の家臣のなる職であった。それを光圀が人材を求めて治政末期に三百石まで下げたのである。以来水戸藩では三百石以上が老中になる格式となるが、それが十分に固まっていな思われるこの時期に、三百石の赤林と富永を老中に登用したことは、かなり抵抗があったのではないだろうか（ただし、大老の伊藤と肥田も老中就任時は三百石であった）。そこに藩政は信頼できる近臣に委ねたいとする藩主綱條の強い意志を読み取ることができる。そして、寵臣の島村が二百石から千石の老中に出世し、改革の責任をとらされて、処罰されている。

4 奉 行

水戸藩の奉行は、後に寛延三年（一七五〇）以降若年寄と改称されたことから明らかなように、「郡奉行勘定奉行等の諸職をすべ、其事を聞きて、これを家老年寄に譲り」とあるように、諸奉行を統轄する役である。三人から五人任命された。表4は新法

表 4 奉 行

人 名	就職時高石	前職	在職期間 年月日	後職	在職中加増 年月日	禄高計石
海野 武正	300	用人	元禄 6. 6.12 ~ 元禄 14. 8.25	上 寄 合		
木村 秀実	300	用人	元禄 8. 2.21 ~ 元禄 15. 2.21	馬 廻 頭		
赤林 重行	300	用人	元禄 11. 5. 5 ~ 元禄 14. 3.22	老 中		
富永 元長	300	用人	元禄 14. 3.18 ~ 宝永元. 5.21	老 中		
興津 重芳	300	用人	元禄 14. 8.25 ~ 宝永 5. 3.18	傳	宝永 5.正.11	400
興津 良長	300	用人	元禄 15. 2.21 ~ 宝永 7. 2.25	致 仕	宝永 5.正.11	400
近藤 説礼	300	用人	宝永元. 5.21 ~ 宝永 6. 3.18	准新番頭	宝永 5.正.11 同 5. 5. 9	400 500
結城 晴映	300	用人	宝永 4. 6. 1 ~ 宝永 6. 3.18	馬 廻 頭	宝永 5.正.11 同 5.12.10	400 500
師岡 綱治	300	用人	宝永 5. 2.23 ~ 享保元. 3.28	進物番頭	宝永 5. 2.23 同 5.12.10	400 500
蘆川 政矩	300	用人	宝永 5. 3.15 ~ 享保 12. 3.12	致 仕	宝永 5. 3.15	400
庄 直中	200	用人	宝永 6. 3.11 ~ 正徳 4. 7.18	進物番頭列	宝永 6. 3.11	300
関口 信政	300	郡代	宝永 6. 4.21 ~ 正徳 4.12. 1	奥方番頭		

の期間の奉行の一覧である。なお赤林と富永はすでに述べた。

海野武正は、二百石の昌広の庶子である。武正は万治元年（一六五八）三月に切符を賜って小姓になった。大小姓を経て、延宝五年（一六七七）に綱條に逮事した。彼は近臣である。同七年九月に二百石を賜った。その後、歩行頭、小姓頭を歴任し、元禄二年（一六八九）一二月に三百石になった。同四年正月に用人、同六年六月に五歳で奉行に就任する。しかし、同一年八月に病のために上寄合になる。その後、同一年八月に新番頭になった。宝永元年（一七〇四）正月に致仕し、翌年七月に死亡した。

木村秀実は、延宝元年（一六七三）二月に光圀に召抱えられ、切符を賜って進物番になった。その後、小納戸役に移り、同七年九月に二百石を賜った。貞享二年（一六八五）一月に持弓頭、同四年一月に用人、元禄二年（一六八九）一月に三百石になった。同八年二月に五三歳で奉行に就任する。その後、同一年二月に馬廻頭になった。同一年六月九月に致仕し、享保四年（一七一九）二月に死亡した。

興津重芳は、五百石の老中重長の養子である。重芳は延宝六年（一六七八）二月に切符を賜って小姓になった。同八年七月に綱條に奉仕する。彼は近臣である。その後、貞享四年（一六八七）八月に御腰物番になり、元禄四年（一六九二）二月に父の隠居にともない家督して三百石を賜った。同八年二月に小姓頭、同一〇年五月に用人となり、同一四年八月に三九歳で奉行に就任する。宝永五年（一七〇八）正月に百石の加増を受けた。同年三月に世子の傅になり、禄高も五百石になった。しかし、世子吉孚は同六年一〇月二日に死亡した。かくして同年一月三日に大寄合頭列になる。正徳三年（一七一三）四月に致仕し、寛保三年（一七二三）八月に死亡した。

興津良長は、綱方に従って高松藩から来た人物である。彼は近臣である。水戸藩に来て切符を賜って小姓になり、寛文七年（一六六七）に大小姓になった。しかし、綱方は寛文一〇年（一六七〇）に死亡した。その後、御腰物番に移り、天和元年（一六八一）正月に二百石を賜った。御城付、先手足輕頭を歴任して、元禄八年（一六九五）七月に用人となり、同九年正月に三百石になった。同一年二月に五六歳で奉行に就任する。宝永五年正月に百石の加増を受けた。同七年二月に致仕し、享保九年（一七二四）五月に死亡した。

近藤説礼は、二百石の定久の子である。説礼は延宝六年（一六七八）二月に切符を賜り小姓になった。同八年七月に綱條に逮事した。彼は近臣である。貞享元年（一六八四）一月に小納戸役になり、同四年一月に父の隠居にともない家督して二百石を賜った。元禄五年（一六九二）五月の大小姓になり、翌年六月に三百石になる。その後、小姓頭を経て、同一一年五月に用人、宝永元年（一七〇四）五月に三九歳で奉行に就任する。同五年一月と五月に百石ずつの加増を受けた。しかし、同六年三月一八日に准新番頭になる。奉行の転職事例としては、これ以後に新番頭はあるが、以前にはない。その上、准新番頭であるから、格式だけで実質はないのだから、これは左遷である。ただし、翌年閏八月に新番頭になった。正徳三年（一七一三）閏五月に致仕し、享保七年（一七二二）六月に死亡した。

結城晴映は、中世の名族結城氏の子孫である。父晴定は天和三年（一六八三）五月に光圀に召抱えられたが、扶持取で終わった。客分の待遇であったのである。晴映は貞享二年（一六八五）一月に切符を賜って小姓になった。元禄元年（一六八八）六月に二百石を賜って御腰物番になる。その後、歩行頭を経て、同一〇

年五月に小姓頭になり、同一二年正月に三百石となった。彼は近臣である。同一四年八月に用人、宝永四年（一七〇七）六月に四一歳で奉行に就任する。同五年正月と一二月に百石ずつの加増を受けた。しかし、同六年三月に馬廻頭になった。正徳三年（一七一三）閏五月に病によって致仕し、元文五年（一七四〇）五月に死亡した。

師岡綱治は、二百石の武清の子である。綱治は寛文二年（一六七二）七月に、父の死亡にともない家督して二百石を賜って大番組になった。その後、目付、御成御殿物頭、先手足軽頭を歴任して、宝永二年（一七〇五）八月に用人、同四年正月に三百石になった。同五年二月に五二歳で奉行に就任し、禄高は四百石になった。同年一二月に百石の加増を受けた。享保元年（一七一六）三月に新番頭になる。同三年一二月に致仕し、同一六年九月に死亡した。

蘆川政矩は、四百石の政信の子である。なお政信は綱條に逮事した。政矩は貞享四年（一六八七）一月に切符を賜って総領番になった。元禄四年（一六九一）正月に父の禄のうち二百石を賜って大番組になった。同一〇年一〇月に目付になり、同一六年九月に父の残りの禄を賜り三百石になった。その後、町奉行、姫君附属の用人を歴任して、宝永四年（一七〇七）七月に用人、同五年三月に四九歳で奉行に就任し、禄高は四百石になった。享保二年（一七二七）三月に致仕し、同年四月に死亡した。

庄直中は、三百石の用人直秀の子である。直中は寛文七年（一六六七）八月に切符を賜って小姓になった。延宝元年（一六七三）四月に綱條に奉仕する。彼は近臣である。貞享元年（一六八四）四月に小納戸役になり、元禄四年（一六九一）に父の隠居にともない家督して二百石を賜った。先手足軽頭、小姓頭を歴任して、

宝永五年（一七〇八）一月に用人、同六年三月に五四歳で奉行に就任し、禄高は三百石になる。その後、正徳四年（一七二四）七月に進物番頭列、享保三年（一七一八）二月に進物番頭になった。同四年二月に致仕し、同一六年正月に死亡した。

関口信政は、百石の信貞の子である。信政は貞享四年（一六八七）一月に、父の隠居にともない家督して二百石を賜って大番組になった。元禄七年（一六九四）一月に郡奉行、宝永三年（一七〇六）一二月に割物奉行、同四年一月に大吟味役を歴任し、同五年二月に用人になった。同年一二月に郡代となり、禄高は三百石となった。同六年二月に五六歳で奉行に就任する。その後、正徳四年（一七一四）一二月に奥方番頭になった。享保一〇年（一七二五）一〇月に致仕し、同一二年閏正月に死亡した。

奉行の人事をみていえることは、近臣でなかった者は初期の木村と、後期の師岡と蘆川と関口である。初期の木村はともかく、後期に三人も非近臣が登用されることは、逆転現象である。なぜこのような現象が生じたのであろうか。この点に関しては、用人の項で明らかにしよう。

第二に富永以前と興津以後とでは一線を画せることである。すなわち、この時期に奉行になった二人は、庄を除けばすでに奉行の禄高である三百石になっていた。そのため富永以前の四人は、奉行在職中に加増に預らなかつた。興津から蘆川までの六人は、宝永五年（一七〇八）に加増を受けて、四百石になっている。特に近藤・結城・師岡の三人は、もう一回加増されて五百石になった。ただし、老中になった富永も宝永五年正月一日に興津達とともに加増に預っている。松波が活躍した同三年九月から五年末までの間に、奉行以上の役職で加増された者はこのほかには、家老の中山と鈴木と宇都宮、そして老中の佐藤がいる。中山と鈴

木は別格で、松波による懐柔とみた方がよい。宇都宮はそれと違つて、家老就任時に二百石加増されて千石になった。水戸藩では表をみても理解されるように、家老は千石、大老は八百石、老中は五百石、奉行は三百石をその禄高としていて、不足の者には就任時にその高まで加増したのである。しかし、佐藤はこの基準以上であつたにもかかわらず、就任時に加増された。彼は世子の傳であつたから、特に綱條が優遇したことの表われであろう。時期は少し前になるが、寵臣であつた島村も同じ事情で老中就任時に加増になっている。

重臣達は、最重臣の三家のほかは、その職についている間に適宜功績によつて加増された。すなわち、宝永五年（一七〇八）に加増された老中富永と六人の奉行達は、新法による改革の功績によつて加増されたのである。彼らは処罰されなかつたといわれる。しかし、五百石になった三人のうち近藤は准新番頭に左遷された。結城は、近藤と同じ宝永六年三月一八日に馬廻頭に転任している。彼の転任は島村の仮処分が三月一五日であつたことを想起すれば、関連した左遷であつたとみなせる。ただし、奉行の馬廻頭への転任は木村から始まるから、近藤程には重くなかつた。この二人は特によく働いたからであろう。そして、興津以下の、改革停止後とはいえ三百石の奉行に昇進した庄と関口を含めたほかの奉行も一定の制裁を受けた。彼らは遂に老中になれなかつた。老中になるには、奉行か両番頭（大番頭・書院番頭）の出身であることが原則であつた。表3にも文中の説明にも記さなかつたが、島村は准書院番頭であつたし、佐藤は大番頭上座であつた。この後の老中は宝永七年に大番頭の望月経済、正徳元年（一七一）に書院番頭の岡崎朝明と大番頭の伊藤友輔、享保四年（一七一九）に城代の朝比奈泰瞻と大番頭に加藤直覚と続き、享保七年になつ

てはじめて、正徳四年に奉行になつた伊藤友益が老中になるのである。

しかし、老中の富永は享保元年（一七一六）に大老になつた。これは一見矛盾するようである。彼の加増にはもう少し複雑な要因があるようである。おそらく彼は老中として形式的に事に當つていたのである。また富永は先任の老中であつたにもかかわらず、島村に遅れをとつていたので、綱條がバランスを計つたからではないか。詳細は不明であるが、いずれにしても彼の経歴は、彼が新法の導入に積極的でなかつたことを示している。近臣といつても、改革に温度差を生じることが、改革の急進性から半ば必然ともいえる。近臣に反対の者のいたことは、用人の項でも指摘しよう。

また禄高の視点を導入すると、家老の赤林は家老に就任したにもかかわらず、二百石加増されるべきなのに加増されていない。彼は破格の出世をしたはずなのに、経済的な裏付けがともなっていない。このことは、いわれるように改革に反対したために、ていよく左遷されたとみなしてよいことの証左である。

5 用人

水戸藩の用人は、「内外の雑事を掌^カる職である。より詳しい考察は次節で行うが、この時期までに藩政府の重臣とはいえない存在になつていた。それにもかかわらず、用人はこの改革に重要な役割を果たした。用人は普通は六人任命されるが、元禄・宝永期はそれより多い。表5は新法の期間の用人の一覧である。すでに述べた者を除いて、順次みていこう。

蘆沢信貞は、二百石の吉郷の庶士である。信貞は慶安四年（一六五一）に切符を賜つて禿になり、明暦年中に光圀に遠事して小姓になつた。大小姓、御腰物番を歴任して、延宝元年（一六七三）

表 5 用 人

人 名	就職時高石	前 職	在 職 期 間 年月日	後 職	在職中加増年月日禄高計石
富永 元長	300	大小姓通事	元禄 6. 7.26 ~ 元禄 14. 3.18	奉 行	
蘆沢 信貞	300	小 姓 頭	元禄 8. 2.21 ~ 元禄 15.10. 2	新 番 頭	
興津 良長	200	先手足輕頭	元禄 8. 7.27 ~ 元禄 15. 2.21	奉 行	元禄 9.正.11 300
佐々木正継	300	小 姓 頭	元禄 10. 2.11 ~ 元禄 14. 8.20	土 蔵 番 頭	
興津 重芳	300	小 姓 頭	元禄 10. 5. 4 ~ 元禄 14. 8.25	奉 行	
川勝 共種	200	御 城 付	元禄 10.11. 7 ~ 宝永 2. 7. 3	死	元禄 11. 4.12 300
近藤 説礼	300	小 姓 頭	元禄 11. 5. 5 ~ 宝永元. 5.21	奉 行	
石野 則方	200	小 姓 頭	元禄 11. 5. 5 ~ 宝永元. 8.26	新 番 頭	元禄 12.正.11 300
渡辺 誠	300	小 姓 頭	元禄 14. 3.18 ~ 宝永 7. 2.26	進 物 番 頭	
望月 經濟	700	小 姓 頭	元禄 14. 8.18 ~ 元禄 16. 9.10	馬 廻 頭	
結城 晴英	300	小 姓 頭	元禄 14. 8.25 ~ 宝永 4. 6. 1	奉 行	
田村 種良	300	御 城 付	元禄 15. 2.21 ~ 宝永 5. 8. 2	致 仕	
秋山 長俊	300	小 姓 頭	元禄 15.10. 2 ~ 元禄 16. 9.10	小 蔵 番 頭	
岡本 政高	300	小 姓 頭	元禄 16.12.15 ~ 宝永 5.12.12	致 仕	
内藤 政徳	200	小 姓 頭	元禄 16.12.15 ~ 宝永元.10. 5	死	
津川 公治	250	小 姓 頭	元禄 16.12.15 ~ 宝永 5.12.28	馬 廻 頭	宝永 2.11. 300 同 5.10. 3 400
望月 近信	200	目 付	宝永元. 8.25 ~ 宝永 7. 6. 6	死	宝永 3.正.11 300
村島 高藤	200	町 奉 行	宝永元.10.16 ~ 宝永 5. 5.26	致 仕	宝永 3.正.11 300
肥田 行正	200	寄 合 指 引	宝永 2. 7.11 ~ 宝永 6. 3.14	新 番 頭	宝永 2.12.25 300
師岡 綱治	200	先手足輕頭	宝永 2. 8. 4 ~ 宝永 5. 2.23	奉 行	宝永 4.正.11 300
栗田 寛将	300	小 姓 頭	宝永 4. 2.21 ~ 正徳 3.閏5. 7	新番頭兼軍用	
五百城嘉忠	300	目 付	宝永 4. 6. 1 ~ 享保 4.10. 8	進 物 番 頭	
蘆川 政矩	300	姫君付用人	宝永 4. 7.21 ~ 宝永 5. 3.15	奉 行	
美濃部久林	300	御側同心頭	宝永 5. 2.23 ~ 宝永 6. 2. 6	上 寄 合	
関口 信政	200	大 吟 味 役	宝永 5. 2.25 ~ 宝永 5.12. 9	郡 代	
野中 董羽	200	御 城 付	宝永 5. 2.25 ~ 享保 3.12. 9	進 物 番 頭	宝永 6. 3.11 300
梶 安治	200	小 姓 頭	宝永 5. 5.24 ~ 宝永 6. 4.21	奥 方 番 頭	
伊藤 友益	300	小 姓 頭	宝永 5. 5.24 ~ 正徳 4. 7.18	奉 行	
庄 直中	200	小 姓 頭	宝永 5.11.20 ~ 宝永 6. 3.11	奉 行	
杉浦 図政	300	小 姓 頭	宝永 5.11.21 ~ 宝永 6. 7.18	奥 方 番 頭	
菅 秀享	300	小 姓 頭	宝永 5.12. 7 ~ 宝永 6. 3.14	隨 性 院 付 属	
松田 貞将	300	小 姓 頭	宝永 6. 3.11 ~ 享保 3. 5. 7	本清院付属奥方番頭	
三木 之幹	200	世 子 付 属	宝永 6. 7.18 ~ 正徳 4.12. 1	奉 行	正徳元.正.11 300

一二月に百石を賜った。さらに歩行頭、小十人頭、小姓頭を歴任して、元禄二年（一六八九）一二月に三百石になった。同八年二月に五三歳で用人に就任する。彼は近臣である。その後、同一五年一〇月に新番頭になった。同一六年六月に致仕し、宝永元年（一七〇四）三月に死亡した。

佐々木正継は、五百石の正盈の子である。正継は寛文八年（一六六八）二月に切符を賜って供番組になり、天和二年（一六八二）一二月に父の隠居にともない家督して三百石を賜った。御腰物番、歩行頭、小十人頭、寄合指引、小姓頭を歴任して、元禄一〇年（一六九七）二月に五五歳で用人に就任する。彼は近臣である。その後、同一四年八月に土蔵番頭、同一六年九月に奥方番頭となり、正徳二年（一七二二）正月に百石の加増を受けた。同四年一二月に死亡した。

川勝共種は、元禄四年（一六九二）正月に綱條に召抱えられた。父は浪人で母は旗下の娘であった。二百石を賜り進物番になった。彼は近臣である。御腰物番、御城付を歴任し、同一〇年一二月に五〇歳で用人に就任する。宝永二年（一七〇五）七月に死亡した。

石野則方は、三百石の氏信の子である。則方は延宝元年（一六七三）六月に、父が病のために自殺したので家督を許されず、別に二百石を賜って大番組になった。翌年六月に小姓になり、綱條に奉仕した。彼は近臣である。御腰物番、歩行頭、小十人頭、小姓頭を歴任して、元禄一一年（一六九八）五月に三七歳で用人に就任し、翌年正月に三百石になった。その後、宝永元年（一七〇四）八月に新番頭、同七年閏八月に進物番頭、正徳元年（一七二一）八月に馬廻頭になった。享保四年（一七一九）九月に死亡した。渡辺誠は、百五十石の某の養子である。誠は寛文一一年（一六

七一）九月に養父が死亡したが家督を継がずに、翌年八月に切符を賜って進物番になった。小姓、小納戸役、大小姓を歴任して、元禄七年（一六九四）九月に二百石を賜った。同一二年正月に小姓頭になった。彼は近臣である。同一四年二月に三百石になり、翌月に四一歳で用人に就任する。その後、宝永七年（一七一〇）二月に進物番頭、正徳三年（一七二三）閏五月に馬廻頭になった。享保七年（一七三二）二月に致仕し、同九年閏四月に死亡した。

望月経済は、七百石の奉行恒隆の子である。経済は延宝元年（一六七三）四月に、父の死亡にともない家督して七百石を賜り小姓になった。書院番組、御腰物番、歩行頭、寄合指引を歴任し、元禄一二年（一六九九）三月に小姓頭になった。彼は近臣である。元禄一四年八月に三六歳で用人に就任する。その後、同一六年九月に馬廻頭、同年一二月に書院番頭、宝永四年（一七〇七）九月に大番頭を歴任して、同七年閏八月に老中となった。正徳三年（一七二三）正月に大老となり、千石になった。享保六年（一七二一）には、大老のまま家老に任命された。翌年八月に病のために致仕し、同八年八月に死亡した。経済は宝永の新法後の水戸藩政の中心になった人物である。

田村種良は、三百石の種之の子である。種良は寛文一一年（一六七三）二月に、父の隠居にともない家督して三百石を賜り大番組になった。書院番組頭、使役指引、御城付を歴任して、元禄一五年（一七〇二）二月に五五歳で用人に就任した。宝永五年（一七〇八）八月に致仕し、享保一一年（一七二六）四月に死亡した。

秋山長俊は、高松の時に綱條の傳であった長勝の子である。長勝は水戸に来て二百石を賜った。長俊は近臣である。彼は寛文七年（一六六七）八月に切符を賜って小姓になった。延宝二年（一

六七四) 八月に父の死亡にともない家督して二百石を賜った。大番組、書院番組、御腰物番、歩行頭、小姓頭を歴任して、元禄一〇年(一六九七) 正月に三百石になり、同一五年一〇月に四七歳で用人に就任する。その後、同一六年九月に土蔵番頭、宝永五年(一七〇八) に新番頭になった。同七年二月に致仕し、享保六年(一七二一) 正月に死亡した。

岡本政高は、二百石の吉久の庶子である。政高は寛文四年(一六六四) 七月に切符を賜って小姓になった。翌年四月に綱方に奉仕する。寛文一〇年に綱方は死亡した。延宝七年(一六七九) 一月に進物番になった。翌年四月に小納戸役になり、綱條に奉仕した。彼は近臣である。元禄四年(一六九一) 一月に二百石を賜り、翌年五月に大小姓になった。同一〇年五月に小姓頭になり、同一二年正月に三百石になった。同一六年一月に五五歳で用人に就任する。宝永五年(一七〇八) 二月に致仕し、同七年三月に死亡した。

内藤政徳は、七百五十石の老中政康の子である。政徳は貞享元年(一六八四) 四月に父の死亡にともない家督して二百石を賜り小普請組になった。彼の兄は綱條に奉仕したが、延宝八年(一六八〇) 一月に出奔したために、彼は冷遇されたのである。元禄四年(一六九一) 正月に小姓になった。御腰物番、歩行頭、小十人頭を歴任して、同一四年四月に小姓頭になった。彼は近臣である。同一六年一月に二九歳で用人に就任する。しかし、彼は翌年一〇月に死亡した。

津川公治の祖父深川公信は、清華家の大納言三条公広の子である。寛永年中に水戸藩に来仕した。次いで頼重に扈從して高松藩に移った。父の津川弥三兵衛は、伯父の左大臣実秀に養育されていたが、父の死亡後高松藩に仕えた。公治も高松藩に仕えて、元

禄一〇年(一六九七) 五月に清涼院夫人附屬となった。その後、夫人が水戸に移ったのに従って水戸に来て、綱條から二百五十石を賜った。そして、夫人の死亡後の同一四年正月から水戸藩に仕えて寄合組になり、翌月小姓頭になった。彼は近臣である。同一六年一月に用人に就任する。宝永二年(一七〇五) 一月に三百石になり、同五年一〇月にも加増されて四百石になった。同年一月には馬廻頭になるが、翌年二月に「故アリテ役ヲ辞シ寄合組」となり、八月には正式に小普請組、蟄居に処された。延享二年(一七四五) 一月に死亡した。彼は宝永五年一〇月に加増に預っていることがよく示すように、改革に貢献した。そのために処罰されたのである。彼の役割はこれまで言われて来た以上のものがあると思われるが、それは後に述べる。

望月近信は、二百石の元慶の子である。近信は元禄九年(一六九六) 正月に父の隠居にともない家督して二百石を賜り大番組になった。同年三月に目付となり、宝永元年(一七〇四) 八月に四〇歳で用人に就任する。同三年正月に三百石になる。しかし、同七年六月に死亡した。

村島高藤は、三百石の正年の庶子である。高藤は寛文四年(一六六四) 七月に切符を賜って小姓になった。延宝三年(一六七四) 六月に小納戸役になり、貞享元年(一六八四) 一月に二百石を賜った。歩行頭、先手足軽頭、町奉行を歴任して、宝永元年(一七〇四) 一月に五五歳で用人に就任する。同三年正月に三百石になった。同五年五月に致仕し、享保一八年(一七三三) 九月に死亡した。

肥田行正は、大老政大の弟である。彼も召出されて、延宝三年(一六七五) 五月に切符を賜って馬廻組になった。小納戸役を経、元禄八年(一六九五) 正月に二百石を賜り、火消足軽頭にな

る。先手足軽頭、持弓頭、寄合指引を歴任して、宝永二年（一七〇五）七月に五五歳で用人に就任する。同年二月に三百石になった。その後、同六年三月に新番頭になった。正徳四年（一七一四）二月に致仕し、享保九年（一七二四）五月に死亡した。

栗田寛将は、三百石の用人寛大の子である。寛将は貞享四年（一六八七）十一月に切符を賜って総領番になった。小納戸役、大小姓を歴任して、元禄十五年（一七〇二）八月に父の隠居にともない家督して三百石を賜り、先手足軽頭になった。翌年十二月に小姓頭になり、宝永四年（一七〇七）二月に五一歳で用人に就任する。彼は近臣である。その後、正徳三年（一七二三）閏五月に新番頭兼軍用掛になり、享保一〇年（一七二五）九月に病によって新番頭は御免になった。同二年七月に死亡した。

五百城嘉忠は、四百石の吉恒の子である。嘉忠は元禄五年（一六九二）六月に、父の隠居にともない家督して二百石を賜り書院番組になった。同二年二月に目付になり、宝永二年（一七〇五）八月に三百石になった。同四年六月に四四歳で用人に就任する。その後、享保四年（一七一九）一〇月に進物番頭になった。享保一六年八月に死亡した。

美濃部久林は、はじめ那須家の家臣で、那須家除封の後に播州尼崎の青山家に仕えた経歴の持ち主である。久林は元禄十一年（一六九八）七月に綱條に二百石で召抱えられ、書院番組になった。彼は近臣である。同一年二月に御腰物番になり、宝永二年（一七〇五）正月に三百石になった。彼は綱條のお気に入りだったのである。同五年正月に御側同心頭になった。翌月五三歳で用人に就任する。しかし、翌六年二月に上寄合になった。新法の責任をとらされて、処罰されたのである。同年二月に致仕し、正徳五年（一六一五）七月に死亡した。

野中董羽は、二百石の友重の子である。董羽は元禄一〇年（一六九七）三月に、父の隠居にともない家督して二百石を賜り大番組になった。書院番組、御城付を歴任して、宝永五年（一七〇八）二月に四一歳で用人に就任する。翌年三月に三百石になる。その後、享保三年（一七一八）二月に進物番頭になり、同七年二月に馬廻頭になった。寛保二年（一七四二）一〇月に致仕し、寛延二年（一七四九）五月に死亡した。

梶安治は、三百石の信勝の庶子である。安治は延宝三年（一六七五）五月に切符を賜って馬廻組になった。近習番、小納戸役、大小姓を歴任して、宝永二年（一七〇五）七月に二百石を賜り、世子に奉仕した。同四年六月に小姓頭になった。彼は近臣である。翌年五月に五六歳で用人に就任する。同六年四月に五十石加増されて奥方番頭になった。正徳四年（一七二四）正月にも加増されて三百石になる。同年八月に死亡した。

伊藤友益は、一千石の家老友次の庶子である。友益は元禄七年（一六九四）八月に、父の死亡にともない三百石を賜り小姓になった。次いで大小姓になり、宝永二年（一七〇五）正月に世子に就任した。同年一〇月に小姓頭となる。彼は近臣である。同五年五月に二九歳で用人に就任する。その後、正徳四年（一七二四）七月に奉行になり、享保六年（一六二二）正月に兄友嵩の死亡にともない養子の命を蒙り、翌月家督して千石を賜った。翌年八月に老中になり、同八年九月に百石の加増を受けた。同一年二月に大老になる。元文元年（一七三六）十一月に致仕し、寛保二年（一七四二）五月に死亡した。

杉浦國政は、元禄四年（一六九二）七月に綱條に二百石で召抱えられ、絶家になっていた母方の杉浦家を再興し、進物番になった。彼は近臣である。御腰物番、歩行頭、小十人頭、小姓頭を歴

任し、宝永三年（一七〇六）正月に三百石になった。同五年一月に四五歳で用人に就任する。その後、同六年七月に奥方番頭、正徳二年（一七二二）正月に傳、享保三年（一七一八）閏一〇月に側用人、同六年九月に二百石を加増されて大寄合頭、同一年二月にまた二百石を加増されて七百石の城代になった。元文四年（一七三九）四月に致仕し、延享二年（一七四五）八月に死亡した。

菅秀享は、二百石の良郷の子である。秀享は延宝六年（一六七八）一二月に切符を賜り進物番になった。天和三年（一六八三）九月に、父の隠居にともない家督して二百石を賜り書院番組になった。馬廻組頭、御城付を歴任して、宝永二年（一七〇五）一月に小姓頭になった。彼は近臣である。同四年正月に三百石になった。翌年二月に四九歳で用人に就任する。しかし、同六年三月に随性院夫人附属になった。享保四年（一七一九）四月に致仕し、延享三年（一七四六）四月に死亡した。

松田貞将は、元禄元年（一六八八）に光圀に召抱えられ、切符を賜って進物番になった。翌年六月に小納戸役になり、同三年一〇月に二百石を賜った。歩行頭を経て、同一四年一〇月に小姓頭になる。彼は近臣である。宝永三年（一七〇六）に三百石になり、同六年三月に用人に就任する。その後、享保三年（一七一八）五月に本清院夫人附属奥方番頭になったが、翌月に病のために役免になり致仕した。享保一九年一二月に死亡した。

三木の幹は、光圀を育てた大老之次の孫で、千石の高之の庶子である。之幹は延宝元年（一六七三）に切符を賜り、准小姓になった。小姓、小納戸役を歴任して、元禄三年（一六九〇）一〇月に光圀の隠居にともない西山勤仕になり、光圀に仕えた。同七年二月に百五十石を賜り、同年一二月にさらに五十石加増された。御腰物番、大小姓を歴任し、宝永四年（一七〇七）四月に小姓頭

になった。彼は近臣である。宝永五年（一七〇八）五月に世子附属になり、翌年七月に五〇歳で用人に就任する。同年一〇月、世子吉孚が死亡したために綱條に奉仕することになった。正徳元年（一七一二）正月に三百石になる。同四年一二月に奉行、享保二年（一六二七）に老中になり、五百石となる。同一三年正月に足高を加えて八百石、同一九年正月に足高は本知になった。同年六月に死亡した。

用人の人事をみていえることは、第一に人数が多いことである。表6は新法の改革期の各年末の用人の人数である。用人の数は普通は六人であるが、元禄一〇年（一六九七）に八人に増やしてからそれが常態となり、さらに同一六年に九人に、宝永四年（一七〇七）に一人、同五年に二人に増え、そして、新法が停止された六年には八人に減り、七年には本来の人数である六人に戻っている。このことは、この改革期に用人の果たした役割が大きかったことを意味する。このことの意味は次節で考えよう。

第二に、用人のなかで近臣でないのは、田村、望月、村島、肥田、師岡、五百城、蘆川、関口、野中、三木である。ここでも奉行と同じく、正確には奉行より早めに非近臣の進出が目につく。なぜであろうか。

表6 改革期年末用人人数

年代	人数
元禄13年	8
" 14年	8
" 15年	8
" 16年	9
宝永元年	8
" 2年	9
" 3年	9
" 4年	11
" 5年	12
" 6年	8
" 7年	6

表5をみてわかるように、このころまでに用人はまず小姓頭からという慣例が定着しつつあった。元禄年間にはそれがほぼ守られていた。元禄元年（一六八八）から一三年までの任用例でみると、用人になった一四人の前職は、小姓頭八人、大小姓一人、寄合指引一人、先手足軽頭二人、御城付二人であった。それより以前は、目付の登用が多かった。用人のほとんどは小姓頭から任用されるようになってきたのである。このことは正徳以降も同じである。それが宝永元年（一七〇四）以降、小姓頭以外の任用が多くなる。これが非近臣の進出が顕著になる理由である。改革に当たって用人の意義は大きかった。そのために多様な実務に通じた人材が求められたからであろう。そのなかで特に改革に有効に働いた人材が、一つ上の奉行に昇進させられたとみなされる。宝永五年五月以降は、再び小姓頭中心の登用が再開される。用人は再び近臣で固められようとしていたのである。

改革に大きな意義を持った用人は、その後どうなったのであろうか。処罰されたのは津川と美濃部だけである。しかし、興津重芳以後に奉行に昇進した者が、老中に進めなかったことはすでにみた。表5の用人で老中以上の職に着いたのは、富永と望月と伊藤と三木、そして城代になった杉浦だけである。

ところで、彼らのなかで老中以上の地位についた父祖を持つ者は、興津重芳と内藤と三木だけである。また、禄高をみると望月を除けば彼らは二、三百石取であって、水戸藩では上土といえる階層ではない。元禄期になってやっと老中に登用される可能性を持った階層である。彼らは出世の機会を得た。残念ながら結局のところ表5の人物で破格の出世をとげたのは、初期の富永と後に世子の傅になった杉浦だけだったといえる。

しかし、だからといって用人のすべてが改革に積極的に協力し

たとはいえない。望月経済に注目しよう。既に述べたように、彼らは改革後の藩政の中心になった人物である。彼は元禄一六年（一七〇三）九月一日に、馬廻頭に転任している。馬廻頭は本来奉行が兼職する役であったから、直に左遷とはいえないが、彼の用人の在職期間はほぼ二年と通例に比べて非常に短かった。その上同じ日に秋山がこれも一年にみたない短期の在職にもかかわらず、土蔵番頭に転任している。このことは、彼らが改革に協力的でなかったことを示唆している。また宝永五年（一七〇八）、改革が最高潮に達した年には、師岡、蘆川が奉行に、関口が郡代に、津川が馬廻頭に出世した反面、田村・岡本・村島が致仕した。この年、彼ら三人は六〇歳前後であったから、致仕してもおかしくない年齢であったといえるが、六〇歳前後で致仕する必然性はなから、このあざやかに対照的な人事は、彼ら三人が改革に非協力的であったことを暗示するものである。

四 新法の推進勢力

前節で明らかにしたように、光圀隠居後一一年、死亡の翌年の元禄一四年（一七〇一）ころから、水戸藩政府の重臣の人的構成は大きく変わるうとしていた。綱條の近臣が進出してきたのである。近臣の多くは数百石以上の禄高の上土ではなく、二、三百石程度であり、父祖が重臣である門閥出身の者も少なかった。綱條は、光圀が襲封すると直に三人の傅を老中に抜擢した²⁹ようなことはしなかったが、彼らは綱條の信頼を得て着実に出世してきたのである。

このことを確認するために、表7と8を作製した。表7は改革の始まる直前の元禄一四年（一七〇一）正月一日の重臣の一覧で

表 8 宝永 3 年重臣

職名	非 近 臣	近 臣
家老	山野辺義達 中山 信敏 鈴木 重賢	
大老	肥田 政大	寛 政武
老中		赤林 重行 富永 元長 島村 言行
奉行		興津 重芳 興津 良長 近藤 説礼
用人	田村 種良 望月 近信 村島 高藤 肥田 行正 師岡 綱治	渡辺 誠 結城 晴映 岡本 政高 津川 公治

7月1日のもの。

印 小姓頭出身以外の理由による近臣。

表 7 元禄 14 年重臣

職名	非 近 臣	近 臣
家老	中山 信成 山野辺義清 中山 信敏 鈴木 重賢	
大老	伊藤 友親 肥田 政大	
老中	武藤 貞広	寛 政武
奉行	木村 秀実	海野 武正 赤林 重行
用人	蘆沢 信貞 佐々木正継	富永 元長 興津 良長 興津 重芳 川勝 共種 近藤 説礼 石野 則方

正月1日のもの。

印 小姓頭出身以外の理由による近臣。

あり、表 8 は松波が登用される直前の、宝永三年（一七〇六）七月一日の重臣の一覧である。二つの表を対照すると、光圀の死亡後、近臣の登用が急速に進み、藩政府の中核である大老・老中・奉行は、肥田を除いて皆近臣になってしまったことがわかる。ところで、このことと新法の導入とはどう関わるのであろうか。

綱條の近臣の進出と新法の導入とは、大きく関係している。新法のはじまりは、元禄一四年（一七〇一）に安田高貞と清水清信を登用した時とされる。正確には安田は同年七月二十五日に召抱えられた。清水の場合は、いつから水戸藩の御用を勤めるようになったか不明であるが、宝永二年（一七〇五）以前であることは確かである。ところで、元禄一四年三月一八日の人事によって、大老の伊藤友親が致仕して老中の寛政武が大老に就任した。老中には代つて二日に奉行の赤林重行が昇任し、その後任には一八日に用人の富永元長が昇任した。そして、用人には新たに渡辺誠が一八日に小姓頭から就任した（水戸藩の人事移動の日付は、水戸と江戸との差などがあり、この場合四日の違いは無視してよい）。近臣は遂に藩政の最高責任者である大老に達した。新法はこの時に始まったのである。

この後、老中は宝永元年（一七〇四）五月二日に武藤貞広から富永元長に代つた。これで老中は二人とも近臣になった。一方奉行は、元禄一四年（一七〇一）八月一四日に海野武正が病で辞すると、代つて興津重芳が用人から昇任した。そして翌年二月二日に木村秀実が馬廻頭に転任して、代つて興津良長が用人から昇任した。これで三人の奉行は皆近臣になった。さらに宝永元年五月の移動で富永の後任には近藤説礼が昇任した。宝永元年五月、近臣はより一層藩政府を固めた。この藩政府の下で翌年になると、清水を重用する方針が打出された。すなわち、清水は翌年閏四月

表9 宝永七年重臣

職名	非近臣	近臣
家老	中山 信敏 山野辺 義達 鈴木 重賢 宇都宮 宏綱 小山 秀堅	
大老	肥田 政大	
老中		富永 元長 佐藤 成信 望月 経済 庄 直中
奉行	師岡 綱治 蘆川 政矩 関口 信政	
用人	五百城 嘉忠 野中 董羽	栗田 寛将 伊藤 友益 松田 貞将 三木 之幹

閏8月22日のもの。

印 小姓頭出身以外の理由による近臣。

に褒賞され、一〇月には「水戸御用」を命じられるのである。
宝永二年（一七〇五）二月二十五日には、綱條の寵臣島村言行が老中に就任した。これは増員である。近臣達は一層強力になった。そして、翌年九月に松波は招聘された。かくして改革は本格化した。島村は「松波勘十郎御用」を命じられ、松波は「何事も御老中島村主計ト示シ合せ」た。そして、島村は大老・老中・奉行のなかで一人厳罰に処せられた。しかし、右の考察から新法による改革は一人彼に帰せられるものではなく、近臣達の藩政府が押進めて来た改革路線の上に実施されたことみなすことができよう。

このことをさらに確実にするために、改革失敗後の人事の整理を終えて、次代を担った望月経済が老中に就任した宝永七年（一七一〇）閏八月二日の重臣を表示したが、表9である。一見して近臣が減り、非近臣が再び進出していることが理解できる。

大老寛政武をはじめ多くの近臣が改革の失敗後に重臣の地位を失った。寛は宝永六年（一七〇九）一月に七三歳で致仕したが、彼が致仕した理由はこの表を見る限り、老年のためとばかりはいえない。彼のほかに、老中の島村言行は処罰され、伊藤友嵩も城代に移った。奉行の近藤説礼と結城晴映は左遷させられ、興津良長は致仕した。用人も、美濃部久林が処罰されたほか、渡辺誠、肥田行正、梶安治、杉浦図政、菅秀享が転任した。望月近信は死亡した。このうち用人の肥田と望月だけが非近臣である。近臣達によって改革が推進されたことが、十分納得されよう。しかし、事態はそこにとどまるものではなかった。

改革の間中は用人の数が多く、用人が重要な役割を果たしたことは既に指摘しておいた。たとえば、清水の水戸御用は用人の指図を受けるものであり、「松波勘十郎御用」に任命された四人のうち二人は用人であった。このことは何を意味するのであろうか。そもそも水戸藩の用人とは、いかなる存在なのであろうか。先に「内外の雑事を掌」と紹介したが、具体的には何をする役なのであろうか。

用人といえば家老の下にいる藩政の要職という印象を持つが、水戸藩の用人はそうした存在ではなかった。近世の取立大名であった水戸藩には、最初行政組織といえるものがほとんどなかった。そうしたなかで水戸藩は元和の初めころまでに勘定頭二人を置き、勘定方・郡方の仕事を統轄した。次いで寛永の初めにこれを監査する勘定目付二人を置いた。³⁰寛永二年（一六三三）に両役を廃して、奉行と用人を置いた。藤田幽谷によると、奉行は水戸において「水戸の惣奉行にて一諸役人の差引致し」、用人は江戸において「江戸はもと老中の下は直に御用人にて持候」と、両役は江戸と水戸との違いはあっても、老中の下において諸役人を統べる

職掌はほぼ同じであった。しかしその後、奉行が水戸より交代で江戸に詰めるようになってから、用人の勢力は減退したという。³¹⁾「水府系纂」によれば、奉行の交代制は寛文七年（一六六七）一月からである。さらにその後用人は、財政に一切関与しなくなった。これは宝永改革の時に大吟味役を置いてからのことであろうと、幽谷は推測している。³²⁾幽谷は何事もマイナス面は宝永の新法に結びつける傾向がある。ここでは用人の重要さと復権を論じているのだが、そこに用人がいつから、いかなる理由で政治に関与しなくなったかの十分な考察はない。

寛文七年（一六六七）になぜ奉行が江戸詰になり、江戸の藩政を扱うようになったのであろうか。この時、奉行の定員は二人から四人になった。³³⁾一方用人の定員は寛永十二年（一六三五）に二人で発足して、早くも同一四年に四人、一六年に六人に増員された。用人は多忙であったのである。なぜ江戸にいた用人は多忙だったのであろうか。それは家老が政治に関与しなくなった理由と同じであろう。たとえば、用人の仕事として明らかなきこととして、藩主が正式に將軍に謁見する時とか、將軍が水戸邸に御成になった時には、用人は拝謁している。こうしたことは奉行はしない。このことによく示されているように、用人は家老と同じく定府の御三家として、幕府向きの対外的な職務に追われたのである。それも「内外の雑事」といわれる程に細かい部分にまで気配りするのである。寛文七年に奉行が江戸に来て藩政を扱うようになった理由は、既にこの時から用人が藩政に参預するに耐えられなくなっていたからである。

ところで、幽谷は興味ある指摘をしている。「御小姓頭は御側衆の頭にて、其職掌も亦其主とする所御座候処、今は表へ出候て、御用人の見習と申事に相成候」と。小姓頭が「用人の見習」であ

りえたということは、両役の仕事内容が似ていたからである。ただし幽谷は、「今は表へ出るといってこの点を強調しているが、延宝年間に既に「当役八政事二不^(小姓頭)預トイヘトモ、往々参政ノ思召アル御内意ヲ予メ計知ル」と指摘されているから、小姓頭が表向きの仕事をするのは、古くからのことであった。勿論用人も直接藩政にたずさわらなくなったといっても、側近として時に藩政の諮問に預かったであろう。両役は本来の職掌の違いにもかかわらず、早くから似た仕事をしていたのである。何が似ていたのであろうか。小姓頭といえ、藩主の側近にいて身の廻りの私的な世話をする役である。これに対して、用人は対外的な関わりからの、公的な立場からといえ、藩主をこと細かに補佐することを任務としていたからであろう。

水戸藩の用人とは、藩政に関与しない藩主の補佐役であった。この用人が宝永の改革では積極的な働きをし、人数も八人から五年（一七〇八）までに一二人と、通常の倍になった。人材も小姓頭以外から盛に採用した。目付、町奉行、さらに関口にいたつては大吟味役出身である。このことは何を意味するのであろうか。それはこの改革の中心には、藩主綱條がいたことを意味する以外の何ものでもない。そして、用人の人数を増やし、実務にたけた人材を採用したということは、本来は実務官僚層のする具体的な企画・立案まで用人が関与したことを意味しているのではないだろうか。また、改革が急進化した宝永五年五月以降、再び小姓頭出身の近臣を用人に登用するように改めたのは、企画・立案の作業を松波に集中した結果、そうした役割よりも改革を強力に推進するために、綱條の信頼できる人物で周辺を固める必要が生じたためではないだろうか。

改革は近臣達によって推進されただけではなかった。その中心

には藩主綱條がいたのである。

ところで、これまで私は近臣として一様に取り扱ってきたが、それは必ずしも正しくない。表9の残った近臣を見直そう。望月は改革に反対して左遷された者であった。彼は小姓頭出身であった。さらに用人のうち四人の近臣は、望月と同じく小姓頭出身であった。私はこれまで小姓頭を近臣として、ほかの種類の近臣と同一視してきたが、小姓頭（正確には小姓頭の地位からのみ近臣となつた者）はほかの型の近臣とは質を異にしている。

讃岐出身の者や世子時代の綱條に附属させられた者は、個人的に強い絆で綱條に結び付いていたに違いない。その上、彼らは綱條を中心にして団結していたことが想定される。また新参者は強く個人的に綱條に結び付き、右の近臣達に加わることで重用され、地位を得たに違いない。これに対して、小姓頭は藩主の身辺において、私的な世話をする責任者であることから近臣と認められる。それ以上に側近中の側近ともいえる存在であるが、それはあくまで藩の職制上の地位としてである。すなわち、ほかの型の近臣は綱條と私的な立場から結び付いたのに対して、小姓頭は公的な立場から綱條に結び付いたのである。それ故に、小姓頭という地位からのみ近臣になつた者の綱條を中心とした改革への取り組みは、職務上協力するという一歩消極的な性格を持たざるをえなかつたに違いない。なおこのことは近習番頭にもいえるはずであるが、元禄一四年（一七〇一）一〇月に新設された近習番は、最初の頭になつた島村のために新設された部隊ともいえるものである。そして、彼は綱條が手ずから脇指を授けた程の寵臣であった。違例の出世をした島村は、綱條の寵愛故に出世したのである。勿論小姓頭の地位からのみ近臣になつた者のなかには、綱條の歡心を得るためにほかの型の近臣に近づいて、改革に積極的な

つた者もいたであろう。逆に急激な改革の進行に反発して、批判的になつたほかの型の近臣もいたであろう。そうした個々の例外は別にして、基本的に小姓頭の地位からのみ近臣になつたものとほかの型の近臣とは、右のような違いが存するのである。この視点に立つて表7の近臣をみると、彼らは皆ほかの型の近臣である。表8では用人の渡辺と結城以外は、皆ほかの型の近臣である。逆に表9でほかの型の近臣であるのは、富永と佐藤と庄のみである。改革の失敗した宝永六年（一七〇九）正月からこの時点までに、**寛**、島村、伊藤、興津、近藤、結城、美濃部、杉浦のほかの型の近臣が、処罰、致仕、転任のかたちで役方の重臣の地位から去つて行つた。このことは宝永の新法を導入した近臣は、小姓頭出身の者ではなく、綱條と私的に強く結び付いたほかの型の近臣であつたことを示している。

松波の登用にしても、一般には清水の推挙によつたとされる。³⁶しかし、「弁姦録」によれば、清水は駿府代官の手代であつた。その清水が、なぜ京都にいた松波を知つていたのか疑問になる。それよりも「弁姦録」によれば、宝永四年（一七〇七）十一月一五日に元用人の津川と用人の美濃部は褒賞された。その理由は、津川は「於二京都一松波勤十郎申合候付、段々御用向相弁、御喜色被二思召一候」であり、美濃部は「松波勤十郎方江戸へ罷下候段、年寄共マテ申出候故、段々御用向相弁、御喜色被二思召一候」である。津川は京都で松波と申合せをし、美濃部は松波の江戸下りに働いたのである。先にも述べたように、津川は清華家の三条家の血を引く者であつた。祖父の代に水戸藩に仕え、高松藩の成立とともに高松に移つた。父公忠は伯父の左大臣実秀に養育された。彼は、清涼院夫人に従つて高松から水戸に来て、元禄一四年（一七〇一）に綱條に仕えたのである。美濃部も元尼崎藩に仕えた浪

人で、元禄一一年に召抱えられた。二人に共通する点は、京都近辺の関西に詳しいことである。その上、この二人は用人クラスで例外的に、宝永六年二月六日に寄合組に左遷させられた。さらに津川は島村と同じ同年八月二七日に、小普請組・警居に処された。「弁姦録」によれば、松波追放後に松波と書通したことを咎められたのである。褒賞の文面と考え合わせて、松波を仲介したのはむしろこの二人、特に津川であつたと考えられる。彼らの推挙を得て、「年寄共」、表8にある島村ら近臣の元老・老中が採用したのである。

以上の考察から新法導入の課程を、次のように想定することができよう。すなわち、財政破綻に陥つた水戸藩では、その解決策として藩札の発行や年貢増徴のための新法の導入が、近臣達によつて計画された。これには元禄改革を実施して、農村をよつやく復興させてきた肥田をはじめとする古くからの重臣や実務官僚層の抵抗が強かつた。そこで近臣達は藩主綱條を擁して、藩政府内を自派で固めるとともに、改革の実行に関する指令は藩政府を飛び超えて藩主が発し、用人が実務面で支えるようにした。反対派が表立つて反対できなかった理由である。松波を採用した時期には、表8のように元老・老中・奉行の藩政府の重臣は、肥田以外は皆近臣になつていた。松波を登用した彼らは、松波の路線に乗つて改革を実行した。彼らは非常の改革を短期間で成功させるために、より一層綱條の権威に頼らざるをえなかつたに違いない。彼らは年貢増徴と見込みのない運河開鑿のみならず、売れるものは皆売るといえるようなやり方をする一方、改革に反対するまた支障になつた役所を次々に改廃した。このような乱暴な施策が可能であつた理由は、近臣達が綱條をしつかり掌握していればこそであつた。松波の主導の下に展開されたとされる改革の後には、

藩主と近臣達が控えていたのである。財政破綻を解消することを考えた彼らには、武士一般がそうであつたように、支配を貫徹させるための行政能力があまりにも欠如していたといわなければならぬ。改革が失敗に帰した時、処罰された者は島村をはじめとしたわずかな人数でしかなかった。その理由は、改革を推進した勢力が藩主を中心にした近臣達だつたからである。

それでは改革の時期、家老はどう動いたのであるうか。彼らに有能でなかつたと思われることは既に指摘した。その上、中山と鈴木はこの間に加増されて懐柔されている。また、赤林が家老に昇進したことは、ほかの家老の押えの意味があつたとも考えられるが、彼はていよく左遷されたと認められることは既に述べた。そして、彼以後に家老になつた者は宇都宮と小山であり、門閥の出身であつた。政治的力量の方はあまり期待できない。

宝永の新法が停止になつた後、半年かけて水戸藩は新法の主要ものを元に戻した。役所では大吟味役以外は元に戻つた。改革路線も、以前の方法に戻した宝永六年（一七〇九）の年貢割付が「丑の本取」と呼ばれて、後のちまで規範とされたように、元禄改革の路線に戻された。財政難は儉約の実施でしのいだと思われ。破綻の原因は世子の結婚とか藩邸の新築であつたから、まだこの当時はこのような対策で可能だつたのである。

変わったのはこれだけではなかつた。それを知るために再び表9をみてみよう。右に述べたように、この間に最重臣の三家以外から、門閥の宇都宮と小山が家老になつた。彼らの力量はともかく、藩政府の権威づけにはなつたであろう。このほかに表中でこれ以後、大老もしくは老中に出世するのは、富永と望月と伊藤と三木である。富永は改革に積極的でなかつた、わずかに残つた世子時代から綱條に仕えた近臣として重用されたのであろう。彼と

違い望月の父は水戸藩で伝説的な名奉行といわれる恒隆である。禄高は七百石であった。伊藤は、水戸藩の名門中の名門の一つ伊藤家の庶子であったが、享保六年（一七二一）に本家を相続した。三木も庶子であったが、祖父は光圀を育てた大老之次である。彼自身、隠居した光圀に西山に仕えた。三人はいずれも上士門閥の子弟である。いったい新規取立大名であった水戸藩は、この時点まであまり格式が固定化していなかった。光圀は本身を絶家・減禄にする一方、庶子や新参者をよく取立てた。本稿でみてきたように、綱條もそうした傾向を受け継いでいる。しかし、これ以後の水戸藩ではそうした傾向は薄らぐ。たとえばこれ以後、伊藤と三木が老中に昇進するまでに老中になった四人は、次のような家の出身であった。岡崎朝明は千石、父祖は大老・奉行であった。伊藤友輔は八百石、大老友親の子である。朝比奈泰瞻は八百石、父祖は城代であった。加藤直寛は四百石、父は老中であった。いずれも高禄で、父祖が老中以上の職にあった者たちであった。正徳以降の水戸藩では、上士門閥の権力が確立するのである。それは伝統的な保守性を尊重する、さらにいえば新鮮味と活力に欠けた、形骸化し頹廢した政治を生む素となるものであった。

- (1) 『水戸市史』中巻(二)(水戸市 一九六九年)第七章第一節「なお綱條が道具類を出して借金の才覚をしたことを記した綱條の書簡は、『水戸紀年』、『茨城県史料近世政治編』I 五〇八頁、茨城県 一九七〇年」と、『桃源雑話』(三〇四)三〇五頁、歴史図書社 一九七九年」に収められている。また以下の宝永の新法の概説は、『水戸市史』中巻(二)第七章第一節第二節による。
- (2) 『水戸紀年』前掲書 四九三頁、なお、『水府系纂(彰考館所蔵)』によれば、安田は元禄一四年七月五日に二百石の書院番士として召抱えられた。その後、同一六年一月に割物奉行、病のために宝永二年一月に寄合組、同三年八月に郡奉行、同四

年正月に再び寄合組になった。享保五年七月に願により暇になっている。一方、清水を招いた時期は正確にははっきりしないが、宝永二年閏四月以前であることは確かである(『水戸市史』中巻(二) 三八頁、『弁發録』(彰考館所蔵)、『なお、『水戸市史』は、清水は宝永二年一月に召抱えられたとするが(同書中巻(二)三八頁)、『弁發録』によれば、彼が正式に召抱えられたのは、宝永四年二月二八日である。

- (3) 『4』、『弁發録』
- (5) 『水戸紀年』前掲書 四九七頁
- (6) 松波はその後、五月に逮捕され、翌年一月に牢死した。
- (7) 松波の正体と意義を明らかにしようとする作業を、林基『松波勘十郎捜索』が続けている。『茨城県史研究』29号以下。
- (8) 『水戸市史』中巻(二)四三頁
- (9) 『水戸藩宝永改革と宝永一揆』津田秀夫編、『解体期の農村社会と支配』二二〇頁、校倉書房 一九七八年
- (10) 『宝永一揆』二三頁、筑波書林 一九八一年
- (11) 『松波勘十郎捜索』(1)、『茨城県史研究』29 二七頁
- (12) 宝永の新法一揆に関する史料は、宝永一揆研究会『水戸藩宝永一揆史料集』にほぼ収められている。ただし、彰考館所蔵の『弁發録』等三点の史料は、三分の一しか収められていない。なおこのほかに私の知りえた限りでは、東茨城郡内原町鯉淵の中崎正徳家に訴状一通(倉持淑子『宝永一揆に関する二通の訴状』、『郷土研究紀要』第七号、内原町郷土研究会 一九八九年)と、東茨城郡小川町幅谷の樋石輝夫家に訴状一通、そして日上市田尻町の土岐栄家に『御改革訴訟之一巻』がある。
- (13) 元禄改革に関しては、拙稿『近世の石川村にみる諸問題』、『茨城県立歴史館報』14 茨城県立歴史館 一九八七年)。なお拙著『明治維新と水戸農村』(同時代社 一九九五年)に、『徳川光圀の治政と近世の石川村』と改題して収めた。拙稿『農村政策にみる徳川光圀の思想』(津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂 一九八九年)。
- (14) 藤田幽谷『勸農或問』、『幽谷全集』二二六頁 一九三五年

- (15) 以下本稿では、水戸藩の人事、藩士の履歴、役所の改廃は特に断らない限り、「水府系纂」による。
- (16) 土岐家文書「御改革訴訟之一巻」。笠間市大橋、江川茂家文書「水戸御領御改革訴訟」の史料はほぼ同文であるが、多少の出入りがある。
- (17) 「御勘定所職掌古今同異の考」『幽谷全集』七六七頁
- (18) 「弁姦録」
- (19) なお「弁姦録」は所務役の設置をこの時のこととしている。
- (20) 「水戸紀年」前掲書 四九八頁
- (21) 「水府系纂」では、「金奉行、五年戊子七月三日此役止ラル」(九巻)と「水戸金奉行、五年戊子七月三日此役止ラル」(四四巻)と二様に記されている。「弁姦録」では、「水戸元御金方ヲ除キ」と記して、二人の金奉行が重合になったことを記している。三人が留任していることから判断すれば、水戸のみと考えてよいだろう。
- (22) このほかに「水府系纂」(五八巻下)は、唐物奉行を宝永五年四月一日に新設したと記しているが、唐物奉行は元和九年以来存続している。
- (23) 『水戸市史』中巻(二)四三頁
- (24) 「弁姦録」
- (25) 拙稿「徳川光圀の藤井紋太夫誅殺一件」『東京家政学院筑波短期大学紀要』第4集 第1分冊 一九九四年
- (26) 『藤田東湖「常陸帯」』新定東湖全集 六六頁 博文館 一九四〇年
- (28) ×(29) (25)と同じ。
- (30) 「御勘定所職掌古今同異の考」前掲書 七六五―七六六頁
- (31) 藤田幽谷「丁卯封事」『幽谷全集』五八三―五八四頁
- (32) 「御勘定所職掌古今同異の考」前掲書 七七四頁
- (33) 正確にはこれより先の寛文一年五月から九月にかけて、奉行は四人であった。七年二月に四人になって以降は、ほぼ三人か四人である。
- (34) (31)と同じ。
- (35) 「水府系纂」十一巻 藤田貞固の項
- (36) 『水戸市史』中巻(二)三八頁
- (37) ただし、小川運送奉行の任命は正徳元年一月まで、海老沢津役奉行の任命は宝永七年八月まででない。
- (38) (25)と同じ。
- (39) ここに記した四人の禄高は、相続時のものである。